

# (案)

## 物品売買契約書

売出人 東浦町（以下「売出人」という。）と買受人 （以下「買受人」という。）、次の条項により売買契約を締結する。

### （契約の目的）

第1条 売出人は、買受人に対し、次の物品（以下「売出物品」という。）を売払い、買受人はこれを買受ける。

（1）件名 東浦町立小中学校タブレット端末等の売払い

（2）売出物品 小中学校タブレット端末（iPad） 他

（3）引渡場所 東浦町立藤江小学校始め7小学校及び東浦中学校始め3中学校

（4）履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

ただし、引渡期間は令和8年9月1日から令和8年11月30日まで

（5）契約金額 ・小中学校タブレット端末

（iPad第7世代）1台あたり金 円

・小中学校タブレット端末

（iPad第9世代）1台あたり金 円

支払金額は、契約単価に引渡台数を乗じた総額に100分の110を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

（6）契約保証金 免除

（数量及び仕様）

第2条 売出物品の数量、型式、付属品その他の仕様は、別紙「東浦町立小中学校タブレット端末等の売払い仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおりとする。

（引渡し）

第3条 売出人は、前条の売出物品を、第1条に規定する引渡期間及び引渡場所において買受人に引き渡す。

2 引渡しは、売出物品を買受人が現認し、受領確認書に署名又は記名押印することにより完了する。

3 売出人の責めに帰さない事由により引渡しが遅延した場合、売出人はその責任を負わない。

（搬出の実施）

第4条 買受人は、売出物品の搬出に当たり、関係法令を遵守し、売出人の指示に従わなければならない。

2 搬出に係る保険加入、輸送手配その他必要な手続は、すべて買受人の責任及び費用負担において行うものとする。

3 買受人は、搬出作業により引渡場所の施設等を損傷した場合、自己の責任と費用により原状に回復しなければならない。

4 搬出作業により第三者に損害が生じた場合、買受人はその責任を負い、売払人に損害を与えてはならない。

(データ消去の実施)

第5条 買受人は、売払物品に記録されているデータについて、売払人からの委託に基づき、売払物品の引渡し後、仕様書に記載する方法により確実に消去しなければならない。

2 買受人は、前項のデータ消去を完了した後、仕様書に定めるデータ消去証明書を売払人に提出しなければならない。

3 買受人は、データ消去が完了するまでの間、売払物品を適切に管理し、第三者に漏えい、滅失又は毀損させてはならない。

4 買受人は、データ消去に係る作業を第三者に再委託してはならない。ただし、売払人が事前に承認した場合はこの限りでない。

5 データ消去の不備、漏えいその他買受人の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合、買受人はその一切の責任を負い、売払人に損害を与えてはならない。

(代金の支払)

第6条 買受人は、売払人が第5条第2項の規定により提出されたデータ消去証明書の内容を確認した後、売払人が発行する納入通知書に基づき、指定された期限までに代金を支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 売払物品の滅失又は毀損の危険は、売払物品の引渡し完了時点で買受人に移転する。

(所有権の移転)

第8条 売払物品の所有権は、買受人が代金を全額支払った時点で買受人に移転する。

(遅延利息の徴収)

第9条 買受人は、売買代金を納期限までに納入しなかったときは、当該売買代金について、納期限の翌日から納入のあった日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセントの割合で計算した遅延利息を売払人に納付しなければならない。

(契約不適合責任)

第10条 売払物品は使用済み端末であり、現状有姿で引き渡すものとする。

2 買受人は、売払物品の状態を確認したうえで買い受けるものとし、売払人に対し、修補、代替物の引渡し、代金減額、損害賠償その他一切の請求を行うことができない。ただし、売払人の故意又は重過失により契約不適合が生じた場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、売払人は催告なく本契約を解除できる。

(1) 代金又は遅延利息を期限までに支払わないとき

(2) 本契約に違反し、売払人が相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正しな

いとき

(3) 破産、民事再生その他これに準ずる手続の開始申立てがあったとき

(4) 第12条に違反したとき

2 前項の規定により売払人が本契約を解除した場合、買受人は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、売払人が指定する日までに売払人に支払わなければならない。

3 売払人が受領した金銭を買受人に還付する場合であっても、当該還付金には利息を付さない。

4 本契約が解除された場合、買受人は、売払人の求めに応じ、売払物品を原状で返還しなければならない。

5 返還が不能又は著しく困難な場合、買受人は売払人に対し、その損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第12条 買受人は、自己が暴力団等の反社会的勢力でないこと、またこれらと関係を有しないことを確約する。違反が判明した場合、売払人は本契約を解除できる。

(協議)

第13条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合は、売払人及び買受人は誠実に協議の上、これを解決するものとする。

(合意管轄)

第14条 本契約に関する紛争については、売払人所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

令和 年 月 日

売払人 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地  
東浦町  
東浦町長

買受人 (所在地)  
(事業者名)  
(代表者役職及び氏名)